

本人通知制度について

- 1 この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得を防止するため、住民票の写し等を第三者に交付したときに、事前に登録された方に対してその交付した事実を通知する制度です。
- 2 この制度を利用するためには事前の登録が必要です。
- 3 登録の対象者
本市の住民基本台帳に記録されている方（消除された住民票に記録された方を含む。）
本市の戸籍の附票に記録されている方（除かれた戸籍の附票に記録された方を含む。）
本市が作成した戸籍に記載されている方（除かれた戸籍に記載された方を含む。）
- 4 対象となる住民票の写し等
 - (1) 住民票の写し（除票、改製原を含む。）
 - (2) 住民票記載事項証明書
 - (3) 戸籍の附票の写し（除籍、改製原を含む。）
 - (4) 戸籍の謄本又は抄本（除籍、改製原を含む。）
 - (5) 戸籍記載事項証明書
- 5 第三者とは、本人以外の方です。ただし、次の請求者を除きます。
 - (1) 対象となる住民票の写し等が上記4(1)・(2)の場合・・・本人と同一の世帯に属する方
 - (2) 対象となる住民票の写し等が上記4(3)～(5)の場合・・・本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属
 - (3) 国又は地方公共団体の機関
 - (4) 住民基本台帳法又は戸籍法で定める紛争処理・解決手続の代理業務等として住民票の写し等が必要である旨の申出により交付を受けた六業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士）
- 6 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又はその法定代理人に「住民票の写し等交付通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。
- 7 通知書は、登録者自身に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り送付するもので、登録者と同一の世帯又は戸籍に属する方であっても登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
- 8 通知する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した日、その種別及び通数並びに第三者の種別です。
- 9 住所、氏名等登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、死亡、居所不明等により登録者の住民票が消除されたときは、登録を抹消します。
- 10 登録期間は、登録日から起算して3年を経過した日までの期間です。引き続き登録を希望される場合は、登録期間満了の1か月前から登録の更新の申請をすることができます。